

ぎふ清流文化プラザ条例の一部を改正する条例について

ぎふ清流文化プラザ条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十年六月十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

ぎふ清流文化プラザ条例の一部を改正する条例

ぎふ清流文化プラザ条例（平成六年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第九条第三項」を「第十条第三項」に、「第八条」を「第九条」に改める。
第十七条を第十八条とする。

第十六条第一項中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改め、同条第二項を削り、同条を第十七条とする。

第十五条第一号中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条第二号中「第九条第五項」を「第十条第五項」に改め、同条第三号中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条中「第八条」を「第九条」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条を第十二条とする。

二 県民文化の振興及び地域社会の活性化に資する公演等の事業の企画及び実施に関すること。

第十条第三号中「第十二条各号」を「第十三条各号」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第十一条とする。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（第六条第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時に文化プラザの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表に掲げる額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第七条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第九条第一項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）を「法」に改め、同条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条の見出しを「（利用料金の納入等）」に改め、同条第一項中「別表に掲げる額の使用料を納入し」を「指定管理者に利用料金を支払わ」に改め、同条第二項中「前項の使用料」を「利用料金」に、「使用料を」を「利用料金を」に改め、同項ただし書中「知事」を「指定管理者」に改め、同条第三項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「知事」を「指定管理者」に改め、同条第四項中「知事」を「指定管理者」に、「第一項の使用料」を「利用料金」に改め、同条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（利用料金）

第六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の第二第八項の規定により、文化プラザの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。

別表中「第六条」の下に、「第十一条」を加え、同表セミナー室の部を削り、同表駐車場の部中「使用時間」を「利用時間」に改め、同表備考第二号中「使用する」を「利用する」に改め、「使用料の」を削り、「に定める」を「の長良川ホール」の項に掲げる」に改め、同表備考第三号中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第四号中「使用時間区分」を「この表の金額の欄に規定する時間帯（以下「時間帯区分」という。）」に、「時間に使用する場合の使用料」を「時間帯を利用する場合」に、「のとおり」を「に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号イ中「使用時間区分」を「時間帯区分」に「使用する」を「利用する」に、「使用時間に」を「利用時間に」に、「に定める午前の使用料の」を「の午前の欄に掲げる」に改め、同号ロ中「使用時間区分」を「時間帯区分」に、「使用する」を「利用する」に、「に定める午後の使用料の」を「の午後の欄に掲げる」に改め、同号ハ中「使用時間区分」を「時間帯区分」に、「使用する」を「利用する」に、「に定める夜間の使用料の」を「の夜間の欄に掲げる」に改め、同表備考第五号中「使用料の」を「前号の規定により算定した」に、「十円未満を」を「これを」に改め、「する」の下に「ものとする」を加え、同表備考第六号中「使用時間」を「利用時間」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提 案 説 明

ぎふ清流文化プラザの指定管理者が行う業務に、県民文化の振興及び地域社会の活性化に資する公演等の事業の企画及び実施に関することを加える等のため、この条例を定めようとする。